

令和3年第2回定例市議会報告

1 日程

6月7日（月）開会

| | | | |
|------------|----------------------------|-----------|-------------|
| 9日（水）一般質問 | 齊藤 議員（自民） | 浜田 議員（自民） | 山内 議員（市民連合） |
| 10日（木）一般質問 | 落水 議員（熊本自民） | 上野 議員（共産） | 北川 議員（無所属） |
| 11日（金）一般質問 | 古川 議員（自民） | 伊藤 議員（公明） | 島津 議員（市民連合） |
| 14日（月）一般質問 | 光永 議員（熊本自民） | 吉田 議員（公明） | 平江 議員（熊本自民） |
| 15日（火）一般質問 | 山本 議員（熊本自民） | | |
| 17日（木） | 予算決算委員会分科会、部門別常任委員会 | | |
| 23日（水） | 予算決算委員会（分科会長報告、締めくくり質疑、表決） | | |
| 25日（金） | 委員長報告、質疑、討論、表決、閉会 | | |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨 P 2

3 予算決算委員会分科会 質疑要旨 P 16

4 教育市民委員会 質疑要旨 P 18

5 予算決算委員会（締めくくり質疑） 質疑要旨 P 21

6 閉会日 質疑要旨 該当なし

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|--|---|
| <p>コロナ禍で「自主欠席」している児童生徒の学習について</p> <p>指導課</p> <p>授業のライブ配信を受ける対象となる子ども達の想定人数について尋ねる。</p> | <p>本市では、新型コロナウイルス感染症について、濃厚接触者となったり、登校に不安を感じたりして登校できない児童生徒の学びを止めないため、また、保護者も安心できるようにするため、5月20日から、授業のライブ配信を中心に学習サポートを実施している。</p> <p>5月26日から6月4日までの実施状況は、平日8日間の集計で、感染の不安から休んでいる児童生徒は192人であり、そのうち、学習サポートを受けたのは80人であった。</p> <p>今後の感染状況によって、学習サポートを受ける児童生徒数は変化すると思われるが、増加しても対応できると考えている。</p> |
| <p>今回の学習サポートによる、「出席停止」、「欠席」、「出席」の扱いはどのように変わるのか。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症に関連して登校できない児童生徒は、「欠席」ではなく、「出席」や「出席停止」等の扱いとなる。</p> <p>その中で「出席」となるのは、医療的ケアが必要な児童生徒や基礎疾患のある児童生徒、感染の不安から休んでいる児童生徒が、今回の学習サポートを受けた場合である。</p> |
| <p>教育センター</p> <p>授業のライブ配信を行う上で、安定した通信回線や必要な機材の確保は十分か。また、情報の保護・管理については、どのように配慮されているのか。</p> | <p>現在、パソコン及びタブレット端末を状況に応じて使い分け、ライブ配信を行っている。図工、音楽、体育の授業についても、授業内容によってはライブ配信が可能である。</p> <p>パソコンは、全教室に配付しているウェブカメラを使用すると鮮明に配信できるが、回線容量に限られるため、同時に使う台数が制限される。教員のLTEタブレット端末を配信用に使うと、配信台数の制限はないが、切替が煩雑になり、授業では使いにくいという課題もある。</p> <p>個人情報の保護、管理については、同意書で家庭と確認を取っており、ライブ配信では、児童生徒が映り込まないように配慮している。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|--|---|
| <p>総合支援課・教育センター</p> <p>授業を受け持つ現場の教師の業務負担に対して、どのような対策を考えているか。</p> | <p>今回の学習サポートでは、固定したカメラで通常の授業を撮影し、教員が授業中に操作することなくライブ配信を行っている。加えて、22名に増員したICT支援員が、担当学校を定期的に訪問し、ICT機器やアプリ等の操作についてもサポートしている。</p> <p>また、今回の対応とは別に、現在、不登校等、学校に行けない児童生徒の学習サポートと居場所づくりを目的に、教育ICTを活用した不登校支援校の開設準備を進めている。これは、不登校支援校となる小中学校の同学年の児童生徒とオンラインを通しての交流や学習ができる場の設定や教育相談も行えるよう計画しており、不登校児童生徒を受け持つ教員の負担軽減にもつながるものと考えている。</p> |
| <p>高校生の歴史教科書記載の「従軍慰安婦」について</p> <p>教育センター</p> <p>熊本市立の高等学校で使用している教科書の「従軍慰安婦」の表記部分をスミ塗りしてほしいがいかがか。</p> | <p>「従軍慰安婦」という表記があるのは、必由館高校で使用している山川出版社の日本史A及び日本史Bの教科書と千原台高校で使用している第一学習社の日本史Aの教科書である。</p> <p>これらの教科書は、文部科学省検定済であり、スミ塗りの必要はないと考えている。教科書発行者と文部科学省において訂正等が行われる場合には、適切に対応していく。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|--|
| <p>新しい『金峰山少年自然の家』の特色について</p> <p>青少年教育課</p> <p>教育の立場で、学習の場に関して、どのような施設とするのか。</p> | <p>新しい『金峰山少年自然の家』の特色については、施設が金峰山カルデラ内にあり、子どもたちがその豊かな自然の中で、熊本の素晴らしい自然や歴史・文化、産業などを実感できる活動を充実したいと考えている。</p> <p>例えば、自然体験については、代表的なプログラムの金峰山登山において、事前にドローンを活用した学びの後、実際に森林の中を歩く登山することで、金峰山の自然に森の恵みに直接触れるとともに、頂上から眺める熊本の素晴らしさを実感するなど、体験学習の効果が向上するようなプログラムや、地域の方々との触れ合い活動を通して、農業や暮らしを実感できる活動を展開したい。</p> <p>文化や産業については、地域の方々との触れ合い活動を通して、農業や暮らしを実感できる活動など、体験学習の効果が向上するように取り組んでまいります。</p> <p>また、テントサイトや野外炊飯棟を再整備することにより、防災キャンプ等を通して、子どもたちがたくましく生き、変革する社会の中で対応できるよう、体験型学習機能の充実を図ってまいります。</p> <p>さらにそして、新たに整備するICT機器を活用し、学んだことを様々な人に発信し、交流することを通して、多くの人々と情報を共有しながら、創造力と表現力を高める施設としたい。</p> <p>今後の施設整備にあたっては、学校はもとより、子ども会等の青少年団体、野外教育専門家等から、ご意見等を伺いながら、教育的効果の高い学習活動が図られる施設となるよう取り組んでまいります。</p> |
| <p>困窮者への公的支援について</p> <p>健康教育課</p> <p>学校で生理用品の無料配布や女子トイレ個室に返却不要の生理用品の設置はできないか。</p> | <p>学校においては、生理用品を必要とする児童生徒に対して、相談があれば保健室で手渡しており、返却は求めている。</p> <p>女子トイレ個室への生理用品の設置については、他都市における配布状況等を踏まえ、検討してまいります。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|--|
| <p>教育委員会からPTA任意加入への取組について</p> <p>青少年教育課</p> <p>令和3年3月29日教育委員会発の事務連絡について、発出までの経緯と内容の説明、その文書の意図について尋ねる。</p> | <p>PTAの任意性等については、過去の訴訟等の経緯も踏まえ、これまでも各学校長に対して通知してきたところだが、今回の報道にもあるように、任意加入について継続的に周知されていないというご意見を保護者等からいただいている。昨年8月に行ったアンケートでも、任意加入を周知していないPTAが3割程度あった。</p> <p>こうしたことから、各学校の対応に法的な問題が生じないように、必要な事項を事務連絡したものである。</p> <p>事務連絡の内容は、入会案内等に任意性を盛り込むようPTAに助言・支援すること、PTAへの加入・非加入に関わらず、学校は児童生徒・保護者に平等に対応すること、個人情報の適正な取扱いに関することの3点である。</p> |
| <p>近年の熊本市小中学校PTAの加入率と未加入世帯増加率の推移について尋ねる。</p> | <p>熊本市PTA協議会からの情報によれば、令和元年度の加入率は98.8%、令和2年度の加入率は98.6%、令和3年度は集計中であるが、5月末時点で回答のあったPTAの加入率は、96.5%とのことである。</p> <p>また、未加入世帯については、平成30年度が250世帯、令和元年度が615世帯、令和2年度が744世帯、令和3年度は集計中であるが、5月末時点で1,570世帯であり、令和元年度以降それぞれ前年比146%増、21%増、111%増となっている。</p> |
| <p>PTA等の保護者代表組織が消滅した場合の学校の負担等について尋ねる。</p> | <p>PTAは、学校や地域と連携して子どもたちのために活動する社会教育団体であり、学校の教育活動への協力や、家庭教育を支援する活動に取り組んでいただいている。</p> <p>これまでも、PTAでは会員の自発的意思に基づき、会員相互に連携を図りながら活動が進められており、任意加入の周知が進んでも、PTAが消滅するとは考えていない。</p> <p>学校においては、PTAや地域の支援を得ながら、その役割を十分果たすよう取組を進めており、教育委員会としては、熊本市PTA協議会と連携しながら、PTAを支援してまいる。</p> <p>なお、私も東区PTA連絡会のスキルアップ研修会での講演・対談や、地元校区のPTA会報の対談企画など、PTAの活動に協力させていただいている。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|---|
| <p>自治会とPTAの違い、また、PTAの必要性の周知のための今後の対応について尋ねる。</p> | <p>町内自治会は、豊かで住みよい地域をつくるため、そこに住む住民により様々な地域活動や公益活動も行っておられ、市政運営にも極めて大きな貢献をいただいている。</p> <p>一方、PTAは、子どもたちのため、会員が相互に学び合い、協力するための活動に取り組み、学校を支援していただき、加えて学校を通じ地域づくりにも貢献していただいていると認識している。</p> <p>PTA活動の意義の周知については、各学校から保護者へのお便り等を通じて行うとともに、地域と連携した魅力的なPTAの活動を、教育委員会が発行している広報誌を通じて紹介する取組を進めている。</p> <p>このことにより、PTAの必要性に対する理解が進み、PTA活動がさらに活性化していくことを期待している。</p> <p>PTA、自治会の活性化のためには、多くの市民の皆様積極的に参加していただくことが重要である。そのためにも、より魅力的で参加しやすい組織づくりに向け、積極的に支援していく。</p> |
| <p>共助について、児童・生徒、子どもたちへの教育の取組について尋ねる。</p> | <p>共助については、社会科、防災教育において学ぶとともに、道徳科において、思いやり、感謝、社会参画、公共の精神等といった共助に繋がる内容を学習している。さらに、学級活動等で、よりよい学級づくりのために共に協力して活動するなど、学校の教育活動全体を通して学んでおり、こうした取組を今後も引き続き行っていく。</p> <p>熊本市教育振興基本計画の基本理念である、豊かな人生とよりよい社会を創造するため、自ら考え主体的に行動できる人づくりに繋がるよう、共助についての教育に取り組んでいる。</p> |
| <p>困窮世帯への入学準備のための支援制度について</p> <p>指導課</p> <p>新入学児童生徒学用品費の額を今後拡充する予定はないか。</p> | <p>本市の新入学児童生徒学用品費の額は、国が示す要保護児童生徒援助費予算単価に準じて設定しており、指定都市においても、本市を含め20市中18市が同様の基準である。今後、国の予算単価に応じて本市の予算単価も見直していく。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|--|---|
| <p>新入学児童生徒学用品費の支給時期を段階的に設け、少しでも早く支給する仕組み作りはできないか。</p> | <p>本市では、3月中旬だった支給日を昨年度は3月5日とし、若干ではあるが前倒しを図ってきた。</p> <p>支給時期を早めるためには、受付時期を早める必要がある。以前は、12月を受付期間としていたが、申請のための一部の添付書類を入手できる時期が遅くなったため、受付期間を現在の1月に変更した経緯がある。</p> <p>今後は、申請者が準備する添付書類の入手時期を考慮した上で、受付期間を段階的に設定し、少しでも多くの方が早い支給となるよう検討してまいる。</p> |
| <p>入学準備金の負担に対する課題認識と救済措置の必要性についてどのように考えるか。</p> | <p>就学援助は、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒又は保護者等に対し、就学に必要な援助を行うものである。</p> <p>国の新入学児童生徒学用品費には、通学用服、すなわち制服が対象品目として含まれており、単価が設定されている。</p> <p>しかし、就学援助の新入学児童生徒学用品費の支給により、入学時に必要な費用の全てが支援されるものではないことは承知している。</p> <p>子どもを小・中学校へ入学させるのに、経済的な理由によりお困りの保護者を含め、生活に困窮している方には、区役所などの生活自立支援センターの相談窓口で相談を受け付け、貸付けの斡旋や家計相談支援など、必要な情報の提供や支援機関への紹介を行っており、今後も一人ひとりの状況に合わせた支援に取り組んでまいる。</p> |
| <p>制服や学用品の選択の今後について</p> <p>教育政策課</p> <p>各小中学校の学校指定物品検討委員会の開催状況について尋ねる。</p> | <p>令和2年度における各小中学校の学校指定物品検討委員会の開催状況については、新型コロナウイルス感染症への対策を行いながらも、中学校の全校、小学校では92校中90校で開催されており、感染防止対策として書面による開催や、児童生徒と保護者等を別の日時に分散して開催するなどの工夫を行った学校もみられたところである。</p> |
| <p>学校指定物品検討委員会を開催して学校が見直した、また、今後変化が期待できる事例について尋ねる。</p> | <p>学校が行った物品指定における対応の事例について、中学校では、検討委員会での意見等を踏まえ、夏服の素材を速乾性のある生地に見直す取組や靴下の色を白色以外も可とする取組などが見られた。</p> <p>また、性差にとらわれない視点に基づく、女子生徒のズボン着用の選択等について、今後見直しを進めたいといった意見交換もあっている。</p> <p>一方、小学校では、標準服、自由服、それぞれの学校がある中で、今後も現在の服装を続けるかといった議論を行った学校が見られたところである。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|--|
| <p>教育委員会は、学校指定物品検討委員会での議論が深まるようなフォローを、どのように取り組むのか。</p> | <p>教育委員会による検討委員会へのフォローについてであるが、まずは、各学校の検討委員会において指針に沿った見直しの議論をしっかりと行ってもらい、その上で、教育委員会が各学校から提出された報告書を整理し、議論された内容や取組事例及び課題等を学校間で共有する仕組みを作るとともに、学校に対して適切な指導・助言を行ってまいる。</p> |
| <p>学校における新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>健康教育課</p> <p>学校での感染症対策はどのように行われていたのか。特にアルコールによる拭き上げはしっかりとできていたのか。また、今後はマスク、換気、拭き上げを感染症対策の柱として徹底をお願いしたいがいかがか。</p> | <p>学校における新型コロナウイルス感染症への対策については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等に取り組んでいる。その結果、これまで熊本市立学校でクラスターは発生しておらず、教職員、児童生徒の日々の取組が実を結んでいるものと考えている。本年度も引き続き同マニュアルに基づき、感染対策に取り組んでいる。</p> <p>アルコールによる消毒作業については、これまで同マニュアルに基づき、ドアノブ、手すり、スイッチなど、大勢がよく手を触れる箇所について、1日1回消毒を行うようにしてきたが、同マニュアルの令和3年4月28日付改訂において、「児童生徒の手洗いが適切に行われている場合は消毒作業を省略することも可能」とされたことから、学校に対してもその旨周知している。机、椅子については、同マニュアルにおいて特別な消毒作業は必要ないとされている。</p> <p>マスク着用、換気については、同マニュアルに感染対策として明記されており、変異株への対策としても推奨されていることから、今後とも、取組を徹底してまいる。</p> |
| <p>オンライン授業について</p> <p>教育センター</p> <p>教員のICTスキル向上のための取り組みはどうしているのか。</p> | <p>本市では、教育センターの指導主事が、各学校の情報化推進リーダー向けの研修や学校を訪問しての研修、教員の自己啓発研修、さらに、産学官連携によるオンライン研修を行っている。また、ホームページに実践事例を掲載し情報共有を図っている。</p> <p>ICT支援員は、授業の準備、教員のサポート、ホームページ向けデジタル教材の作成などの支援を行っている。</p> <p>各学校では、ICT化を積極的に進めると共に、情報化推進チームの編成や学校間ネットワークによる情報共有により、全職員のスキル向上に取り組んでいる。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|--|
| <p>「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を踏まえたICT支援員の必要人数と現在の人数、今後の増員の見通しはいかがか。</p> | <p>本市のICT支援員は、週に1回は各学校に勤務できるよう計画的に増員し、現在、約6校に1人の配置で22人である。 学校からは、障害対応や管理運用、教材の作成や実践事例の共有などICT支援員に対する要望が強い。国の目標水準は、4校に1人の35人であり、今後の増員については、これまでの効果や実績などを踏まえながら検討してまいる。</p> |
| <p>総合支援課</p> <p>不登校児童生徒の数と不登校支援校の定員について尋ねる。</p> | <p>令和2年度末で、100日以上欠席があり、学校以外のどこにもつながっていない児童生徒数は、小学校で31人、中学校で73人である。また、教育ICTを活用した不登校支援校の取組では、定員は設けてはいない。</p> |
| <p>不登校児童生徒に対するオンライン個別学習の状況と好事例について尋ねる。</p> | <p>今年度は1人1台のタブレット端末配備になったことで、不登校児童生徒へのオンラインによる個別の学習支援は、令和2年9月末の調査時点よりも取り組みやすい状況になっている。 各学校では個別学習の支援として、児童生徒と担任等がタブレット端末で学習課題等のやり取りをしたり、アプリ等を活用してドリル学習に取り組んだりしている。 好事例として、全く登校できていなかった生徒が、オンラインで授業に参加するようになり、その後、ほぼ毎日オンライン配信の授業に参加できるようになった。現在は、少しずつ登校できるようになり、別室でオンライン授業を受けたり、教科によっては教室で授業を受けたりしている。</p> |
| <p>不登校児童生徒への複数の教員によるチーム制での対応はとれないか。</p> | <p>不登校への対応は、これまでも担任だけでなく学年職員等のチームで行っている。しかし、不登校児童生徒への個別学習の支援をチームで行う体制はまだ十分ではないことから、今年度から新たに取り組む不登校支援校において、学校がチームでどのように不登校児童生徒の学習支援ができるかを検証してまいる。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|--|
| <p>市立高等学校・専門学校改革について</p> <p>学校改革推進課</p> <p>必由館高校へ設置される附属中学校の目的や通学時間について尋ねる。</p> | <p>必由館高校については、グローバル・リーダーの育成に取り組む学校と位置づけ、探究的な学びとグローバル教育を系統的に実施するため、新たに附属中学校を設置する案をお示ししている。中学校段階から国際的な視野と課題意識を持った生徒を育成し、高校での探究学習のリーダーとすることで、高校段階における学校全体の学びの向上を図るほか、先進的な学習や指導方法等、得られた成果について、市内の中学校へ広く普及させることを目指している。</p> <p>一方で、附属中学校の生徒について、通学に多くの時間がかかることは、安全面で課題があるため、他の附属中学校の事例も参考に、公共の交通機関を利用して60分以内に通えることを入学条件とすること等を検討している。</p> <p>少人数クラス編制による探究的な学びを推進し、生徒が主体的に学校づくりに参画する「市立ならでは」の魅力ある学校づくりを進め、今後の少子化時代におけるモデルケースとなるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>必由館高校に係る改革については、教職員、生徒、同窓会より要望等をいただいていることから、改革の意義、方向性等についてご意見を伺いながら、引き続き計画策定に向けた協議を行っていきたいと考えている。</p> |
| <p>今後の、企業・大学との連携についてどのように考えているのか。また、教職員への聞き取りや意見交換はどうしているのか。</p> | <p>千原台高校については、情報やビジネス、スポーツに関するスペシャリストの育成に取り組む学校と位置づけ、地域の産業やコミュニティと密接に関わり、地域の課題解決や活性化に貢献することを目指している。</p> <p>これまで行ってきた資格取得への取組や企業や大学とのつながりは生かしつつ、インターンシップ等の体験学習及び探究学習を更に充実させ、系統的なキャリア教育を実施することで、高い専門性を有し、地域を支える人材の育成に努めてまいりたい。</p> <p>また、教職員への聞き取りや意見交換については、令和元年度以降、ワークショップや基本計画策定に係る会議への参加、各校への個別訪問等により行っている。</p> <p>更に、本年度には、教育委員会事務局内に改革推進に係る検討会議を設け、全体の統括に校長が参画しているほか、教育課程や選抜等に係る専門部会に教頭や進路・教務担当の教職員が参加し、検討を進めている。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|---|
| <p>ビジネス専門学校のカリキュラム及び起業家教育について尋ねる。</p> | <p>ビジネス専門学校においては、起業家育成を柱に、新たな時代に対応したビジネス教育を行う学校と位置づけ、これまで行ってきた資格取得に加え、起業するにあたり必要なマーケティングや会社法等の関連法令に関する学習、起業家や地元企業と連携した探究的な演習等を行うこととしている。</p> <p>カリキュラムの時間数については、現在検討中であるが、2年間で約1,900単位時間を考えている。これは、現行とほぼ同程度の単位時間数であるが、文部科学省が示す卒業要件の1,700単位時間と比較すると、約200単位時間多い編成である。</p> <p>また、千原台高校の商業科目等との教育内容の接続や探究的な学びの共同実施、市立高校からの進学枠設置等により学校間連携を強化することで、高校と専門学校での連続した学びの実現を図りたいと考えている。</p> <p>起業家マインドは、起業家や経営者のみに必要なものではなく、グローバル化や情報化の進展等、著しく変化していく社会を生きるために必要な素養である。起業家教育を通じて、学びなおしを含めた社会のニーズに応え、地域を支える人材の育成に取り組んでまいらる。</p> |
| <p>校長へ外部人材の登用は必要ない、アドバイザー的存在での登用の方が効率的であると考えるがいかがか。</p> | <p>高等学校・専門学校改革を着実に推進していくため、教育関係者等で功績のある外部人材を校長等として登用することを考えている。ここでの校長等とは、校長に限らず、教頭、講師、アドバイザー等も想定しており、各学校においてその人材が持つ経験や技能を活かしたいと考えている。</p> <p>外部人材を校長として登用する場合は、例えば、他の自治体や私立の校長経験者を想定している。また、教頭、講師、アドバイザー等として登用する場合は、教育改革の実践経験者、起業経験者、地元企業役員、スポーツ指導者等を想定している。</p> <p>校長等の外部登用については、「市立ならでは」の魅力ある学校づくりを進めていくうえで極めて重要であり、本市の内外を問わず、広く適任者を探し、生徒や保護者の期待に応えられる選定を行ってまいらる。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|--|
| <p>学校でのトラブルに対する教育委員会の対応について</p> <p>教育政策課</p> <p>人命救助の観点から対応が遅い。管理職への報告がまず先であり、いち早く捜索する協力員を増員することが必要であったと考えるがいかがか。</p> | <p>本件に関しては、教育委員会において保護者の方への説明や謝罪を含めた対応を、平成30年3月の事故発生から本年1月まで2年11ヶ月間にわたり、繰り返し行ってきたところ。この経緯を踏まえ、答弁申し上げます。</p> <p>当日、朝8時半ごろに生徒がロードの練習から帰ってきていないことに顧問が気づいてから、30分間ルートを引き返して探し、9時からは体育科職員の応援を得て、計5名で、車3台と拡声器を使用し、捜索を行っている。連絡については、ご指摘のように、保護者より先に管理職にすべきであったと考える。</p> <p>最終的には職員29人、警察10人の他、地域にも、捜索の協力をお願いしたところ。この事故を受けて、平成30年4月に教育委員会から指導主事を派遣し校内研修を行い、危機管理体制の見直しを行ったところ。</p> |
| <p>事故についての情報発信が、なぜ、関係者の人たちだけの説明・周知に終わっているのか。</p> | <p>当時、記者の取材に対して学校からのコメントは出しているものの、事故の原因について、保護者側と学校・教育委員会の側に見解の相違がある状況。学校・教育委員会の説明に保護者が納得をいただけていない状況で情報発信をすることにより、より保護者との関係を悪化させると考えており、情報を発信することを控えているもの。</p> |
| <p>この一連の対応で、誰も指導や処分を受けていないが、本当にそのようなことでいいのか。</p> | <p>事故原因について、双方からの証言や警察からの情報等をもとに判断した上で、説明を行った。教育委員会の正式な見解ではない語句を用いたことに関して、当該職員を指導した上で、保護者には謝罪を行った。</p> <p>熊本市教育委員会の「懲戒処分の指針」に照らして、懲戒処分の対象にはならないと考えている。</p> <p>生徒の健康管理や学校としての危機管理の徹底等、校長と顧問に対しては指導を行っている。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|--|--|
| <p>「熊本市総合教育会議」が開催されているが、今回のような事例を議論することはないのか。</p> | <p>総合教育会議は、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方自治体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図ることを目的として開催されるものである。</p> <p>今回のような個別の事案については、総合教育会議で議論することは難しいが、体罰防止など学校の課題については、これまでも取り上げている。</p> <p>一般論として申し上げれば、お互いに行き違いがある状況であれば、例えば、学校教育コンシェルジュ等、第三者的な立場の方々の客観的な意見を踏まえ、解決を図ることも考えられる。</p> <p>いずれにせよ、保護者、学校、教育委員会の間で、初動段階から行き違いや誤解が生じないように対応することが大切であると考える。</p> |
| <p>今回の事故に対しての市長の思いについて尋ねる。</p> | <p>学校現場に限らず、一つの発言によって認識のずれや誤解が生じたり、あるいは当事者間の信頼関係を損なうなど、問題をより複雑にしてしまうという事がある。教職員のみならず、行政職員は、より慎重かつ丁寧な発言に努めなければならない。また、日頃から、職場の中でそうした発言について互いに注意し合う事が重要であると考えます。</p> <p>今回の事故とその後の同部における体罰の不祥事を踏まえ、現在、教育委員会と学校が一丸となって再発防止等学校改革に取り組んでいるところ。</p> <p>今回の反省を踏まえ、常日頃から組織的に情報共有を密にし、初動段階から丁寧な対応に努めるよう、教育委員会には求めている。</p> |
| <p>平和主義と平和教育の在り方について</p> <p>指導課</p> <p>米国における平和主義(Pacifism)という考え方はどのように捉えられているか。教育等でどのように言及されているか。</p> | <p>平和主義にも様々な考え方があり、戦争や暴力はいかなる場合にも許されないとする絶対平和主義(いわゆる Pacifism)の考えから、自由や正義が守られている状態を平和ととらえ、そのための戦争を肯定する考えまで幅広い。米国においても同様であるが、独立戦争に勝利し建国したという歴史を踏まえ、一定の条件での戦争はやむを得ないと考える人が多いのではないかとと思われる。</p> <p>また、日本での教え方としては、学習指導要領に基づき、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」こと、「日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせる」こと、「戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる」ことなどについて、指導することとしている。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|--|--|
| <p>現在の平和がどのようにして守られているか、多様な平和の形があること等、事実をもって主体的に考えさせるような平和教育についてどう考えるか。</p> | <p>中学3年生の社会科の教科書では、世界で地域紛争やテロが起きていることや、自衛隊も参加した国連の平和維持活動（PKO）や民間の非政府組織（NGO）の活動などを取り上げている。そのうえで、「これからの国際社会で日本が果たすべき役割について、自分の考えを説明しましょう」と問いかけ考えさせている。</p> <p>また、北方領土や竹島の領土問題や尖閣諸島周辺の領海・領空の警備を取り上げ、「地理や歴史での学習を踏まえて、それぞれの地域がかかえる問題の解決策を考えましょう」と問いかけている。加えて、例年、全小学校が長崎へ、一部の中学校は広島へ修学旅行に行っている。その事前学習などで、児童生徒が調べ、考え、まとめたものを発信し、他の児童生徒と共有したり、対話したりするなどの活動を行っている。</p> |
| <p>平和教育において、現在使用している教科書だけでなく、熊本市独自の副教材を導入できないか。</p> | <p>現在、本市では、児童生徒が一人一台のタブレット端末を活用し、容易に資料等を手に入れることができることもあり、市独自の副教材を導入しなくても、平和について考える材料は豊富にあると考える。</p> <p>また、市内に自衛隊の駐屯地が複数あることは熊本市の特徴である。例えば、地域学習の一環として、これらの施設を訪問したり、話を聴いたりすることは意義のあることではないかと考える。</p> |
| <p>金峰山少年自然の家の再建について</p> <p>青少年教育課</p> <p>SDGs（持続可能な開発目標）の達成を図るため、PPP/PFIの活用が必須と考えるが、現在の事業手法方針、今後のスケジュール、目指す具体的イメージについて尋ねる。</p> | <p>金峰山少年自然の家の再建における事業手法の現在の方針については、市が整備・維持管理する従来方式の事業化だけでなく、民間活力によるPPP/PFIやDBO方式などを用いた公民連携手法の導入を検討している。</p> <p>今後のスケジュールについては、現在実施している基本計画（素案）のパブリックコメントにおける市民の皆様からのご意見を踏まえて、7月に基本計画を策定し、今年中に、事業手法及び施設整備・運営等における実施方針等を決定することとしている。</p> <p>目指す具体的イメージについては、豊かな自然を活かした自然体験活動の拠点施設として、学校教育活動を支援するとともに、青少年団体や市民の皆様が気軽に利用でき、親しまれる施設となるよう整備を行う。</p> <p>また、地域との連携によるプログラムの提供や地域情報の発信など、新たなサービスを提供するとともに、SDGsの理念を踏まえた運営となるように取り組んでまいります。</p> |

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|---|
| <p>東日本大震災での小学校の津波災害の判決について</p> <p>健康教育課</p> <p>この災害に関する見解並びに裁判所の判決に関する見解は。また、本市の学校における災害対応の今後の方向性について尋ねる。</p> | <p>石巻市立大川小学校の津波災害は、ハザードマップ等により想定していたレベルを超えた、甚大で深刻な被害をもたらしたものと考える。</p> <p>判決は、校長等が安全確保義務を履行するために必要とされる知識や経験は、住民が有する知識や経験よりもはるかに高いレベルのものでなければならないとし、学校が堤防の沈下や破堤により浸水する危険性があることを予見することは十分に可能であったと認定するなど、行政にとって大変厳しい判決であったと考える。</p> <p>教育委員会では、学校で作成する「危機管理マニュアル」を各学校の実態にあわせて毎年、見直しを行うよう指導しているところであるが、避難場所等によっては詳細で緻密な危険度の判断を行うには学校側だけでは困難な場合もある。</p> <p>予想を超えた自然災害の発生に対し、本市の危機管理防災総室をはじめとする関係機関や地域と連携・情報共有を図りながら、専門家の助言等を踏まえ、より実効性のある「危機管理マニュアル」を作成するとともに、教職員の災害に対する意識の向上を図っていきたいと考える。</p> |

3 予算決算委員会分科会 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|--|
| <p>高校改革関連経費について</p> <p>学校改革推進課</p> <p>学校改革アドバイザーの選任について、現時点でどのように考えているのか。</p> | <p>具体的なアドバイザーの選任については、現在リストアップ作業を行っている。検討しているアドバイザーとしては、探究的な学びについての研究を行っている大学教授や民間で学校改革や探究的な学びについて、取り組んでいる方等を想定しているほか、同窓会からも紹介いただいている。</p> |
| <p>学校説明会の会場使用料があるが、どのように進めていくのか。</p> | <p>広く保護者や生徒にご参加をいただくことを考えているが、コロナの状況も踏まえて開催方法等を検討していく。</p> |
| <p>金峰山少年自然の家関連経費について</p> <p>青少年教育課</p> <p>アドバイザー業務委託経費の積算内訳は。</p> | <p>具体的な計画を進める上で、アドバイスをいただく直接人件費と、旅費、交通費等の経費。</p> |
| <p>教育施設として、子どもたちの成長・発達のために、教育的視点をどのように反映させていくのか。</p> | <p>子どもたちの教育の場を基本と考えている。計画を進める上で、学校、子どもたちの意見を聞きながら、教育を第一に取り組んでまいりたい。</p> |
| <p>金峰山少年自然の家整備運営審議会について</p> <p>青少年教育課</p> <p>保護者、公募委員は入るのか。教育長が必要と認める者とは、どのような人を想定しているのか。</p> | <p>保護者、公募委員は現在のところ考えていない。別に設置する野外教育施設運営協議会に学校関係者やPTA代表を選任しており、具体的な運営内容等はそちらで協議を考えている。教育長が必要と認める者については、必要に応じ検討する。</p> |
| <p>専門家以外に、公募委員を入れるべきと思うがいかがか。</p> | <p>委員構成にある(1)学識経験者から(4)の社会教育関係者を選定した上で、どういう人を追加したらバランスが良くなるかを考え、決めていきたい。</p> |
| <p>委員には、若い人、現場の生の声を発信できる人を選任していただきたい。</p> | <p>年齢構成や男女比なども考慮する。</p> |

3 予算決算委員会分科会 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|---|---|
| <p>和解の成立について</p> <p>総合支援課</p> <p>平成26年にいじめ事案が発生し、和解にいたるまでかなり長い年月がかかっているがなぜか。</p> | <p>加害生徒に対する訴訟が先に行われた。本市への訴訟は、事案発生から時効となる3年経過直前の平成30年度に提訴されたもの。</p> |
| <p>この和解ですべてが解決したという事ではない。今後もいじめ問題に対してしっかり対応することを要望する。〈要望〉</p> | |
| <p>いじめが起こったとしても自死にいたるようなことがあってはいけない。</p> <p>学校の責任者は校長である。自校の子どもは自身が守るという姿勢を示してほしい。</p> <p>また、校長選任に当たっては、しっかりとした人物の選任を。</p> <p>学校の要として校長の在り方が重要。</p> | <p>校長は学校運営の全ての責任者。強い意志を持ち、児童生徒・保護者から信頼を得る存在であるべき。マネジメント研修を行うとともに、校長としての心構えをしっかりと指導していきたい。</p> |
| <p>校長の資質に格差がある。教育委員会がしっかりと指導を行ってほしい。〈要望〉</p> | |

4 教育市民委員会 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|--|---|
| <p>学校への生理用品設置について</p> <p>総合支援課</p> <p>陳情では、生理用品を学校トイレの個室に設置し、予算を確保するよう意見陳述があった。女性にとっての生理用品の位置づけや設置についてどう考えるか。</p> | <p>必需品と考える。女性の意見も聴きながら検討してまいりたい。</p> |
| <p>奨学金について</p> <p>指導課</p> <p>市HPに記載されている奨学金返還猶予について、1年を超える滞納がないことが条件となっている。返還猶予の要件見直しは出来ないのか。</p> | <p>奨学金は、返還金を原資として運用していく制度である。返還にお困りの方については、ご本人の状況等に沿い、分納等の相談も行っている。HPの記載は見直しを行いたい。</p> |
| <p>熊本市の奨学金を利用する際は連帯保証人が2人必要だが、1人にできないのか。学生支援機構は連帯保証人、保証人それぞれ1人ずつである。</p> | <p>債権監理の観点から、確実に返還いただくためにも2人としているところだが、現在進めている奨学金制度の見直しの中で検討してまいりたい。</p> |
| <p>監査報告の内容について</p> <p>健康教育課 指導課 教育政策課</p> <p>報告書に記載があるエアコン発注における切り分け、給食調理委託における必要書類の未提出、ICカードの不適切管理、学校施設使用許可に関する事務手続きの不備についての認識と改善策についてどう考えているか。</p> | <p>エアコン発注については、当時の認識誤りを正し、契約担当課と協議を行い改善していく。給食調理委託における必要書類の未提出については、業者に対して提出を行うよう指導を行い改善を図っていく。</p> <p>ICカードの不適切管理については、担当教諭が自費で入金していたもの。当該校には指導主事が指導するとともに、校長会等でも全校に対して適切に管理を行うよう指導した。</p> |

4 教育市民委員会 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|--|---|
| <p>市立高校専門学校改革関係</p> <p>学校改革推進課</p> <p>必由館高校の生徒数が減少することによる影響があるのか。</p> | <p>生徒それぞれの興味関心に応じた探究的な学びが行いやすくなると考えられるが、一方で、部活動等の活力の低下につながるといったご意見をいただいている。</p> <p>人数が減少することが、ただちに活力低下につながるとは言えないものとするが、部活動の活性化については、様々な取組を行うことで進めてまいりたい。</p> |
| <p>中高一貫にすることによる効果は。</p> | <p>中学校で探究的な学びを深めた生徒が高校でリーダーとして中核的な存在になることや中学校での活動の成果を共有することによる効果、中高連携による効果等を期待している。</p> |
| <p>パブリックコメントを受けて、補足修正されてはいるが、意見を踏まえたものではないのではないか。</p> | <p>意見を受けて、グローバル探究科については、表現を工夫するなど大幅に変更している。</p> <p>今後、計画を進めていく際も、パブリックコメントでの意見を踏まえながら実行してまいりたい。</p> |
| <p>生徒からの要望書に「一部の生徒の意見だけ」との記載があるが、現場の生徒、卒業生や保護者等の身近な方に意見を聞くことが足りていないのではないか。</p> | <p>令和元年度からアンケート、検討委員会、ワークショップを行い意見を聞いている。計画素案の説明の際も、生徒や同窓会、教職員から意見を聞いた。関係者への説明や意見交換は重要であると認識していることから、今後も引き続き意見交換等を積極的に行っていく。</p> |
| <p>スケジュールを伸ばすことはあるのか。スケジュールを伸ばした場合、どのような影響があるのか。</p> | <p>いったん立ち止まり、生徒等から意見や対案を聞き、内容や開校年度について今後協議を行っていく。</p> <p>スケジュールが伸びた場合の影響については、少人数学級を、計画している年度に実施出来ないこと等が考えられる。</p> |

4 教育市民委員会 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|--|---|
| <p>必由館高校については、千原台高校よりも進んだ良い改革だと思っていたが、発信力が足りてなかったのかもしれない。議員として本会議で3回質問したが、市民に伝わってなかったことは残念。これからも関係者に市の考え方をしっかりと説明したり、意見交換をし、更に良い改革にしていきたい。＜意見＞</p> | |
| <p>ワクチン接種について</p> <p>健康教育課</p> <p>小中学生の集団接種について教育委員会の検討状況はいかがか。</p> | <p>中高生の集団接種については、文科省の見解も踏まえ検討していく。</p> |
| <p>金峰山少年自然の家について</p> <p>青少年教育課</p> <p>学校教育活動を基本としつつ、市民なども利用しやすい施設とするのか。</p> | <p>その通り。夏休み等学校利用がない時期には市民にも利用いただくことを想定している。</p> |

5 予算決算委員会（締めくくり質疑） 質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|--|--|
| <p>損害賠償請求事件に関する 和解について</p> <p>総合支援課</p> <p>この案件はなぜ裁判になってしまったと考えるか。</p> | <p>平成26年7月に、当時熊本市立中学校の生徒であった原告が、自殺を図った疑いがある事案が発生した。</p> <p>平成26年12月から本市いじめ防止等対策委員会、いわゆる第三者委員会による調査が開始され、平成29年2月に調査報告書が提出された。</p> <p>そして、平成30年3月、自殺未遂の原因はいじめであり、学校側が適切な対応をとらなかったことにも原因があるとして本市に対し損害賠償請求訴訟が提起されたものである。</p> <p>当時、学校はいじめへの対応は行っていたものの、その対応が原告側の納得のいくものになっていなかったものとする。</p> |
| <p>裁判を通して、原告側との関係はどの様に変化したと認識しているか。また、原告にどの様な影響を与えたと推測するか。</p> | <p>事案発生から今回の和解合意に至るまで6年経過していることから、原告側は長い間心を痛められてこられたと考えている。</p> <p>原告側との関係は今回の和解内容にある通りであり、和解の趣旨に照らして、それ以上のコメントは控えたい。</p> |
| <p>本来守られるべき方々と裁判をすることが、他の子どもや保護者へどのような影響やメッセージを発すると考えるか。</p> | <p>いじめ事案については、被害者側に寄り添った対応をすることが重要である。</p> <p>一方、今回のように裁判となった場合には、事実関係を明らかにした上で、学校の対応の法的責任について審判を受けることとなる。</p> <p>市に違法性があり損害賠償を行う場合には、被害者側の利益と市民全体の利益のバランスを考慮することも市民への責任であるとする。</p> <p>裁判によって第三者の判断を仰ぐという姿勢は、子どもたちや保護者、市民に対しても公正な手続きを踏まえて解決を図っているというメッセージになると考える。</p> |
| <p>教育委員会が裁判の中で、第三者調査委員会の報告書の内容を否定するような主張をしてきたことについてどの様に考えるか。</p> | <p>学校及び調査委員会の報告では、教諭たちの対応が一部適切でなかったと判断されており、重く受け止めている。</p> <p>裁判においては、学校の対応は十分ではなかったものの、いじめの事実確認や加害生徒への指導等、一つ一つの対応は行っていたことから、その対応に違法性があるとはまでは言えず、損害賠償責任を負うものではないと主張してきた。</p> |

5 予算決算委員会（締めくくり質疑）質疑要旨

| 質疑要旨 | 応答要旨 |
|--|---|
| <p>和解条項における謝罪は、具体的に、誰が、いつ、どの様なかたちで謝罪するのか。</p> | <p>本議会の承認を得た後に予定されている最終の和解協議において和解が成立し、和解条項に記載されている文面をもって本市が原告に対し謝罪することとなる。</p> |
| <p>和解成立後の対話の場として、裁判に関わった者が、お互いの気持ちを理解するような、非公開で穏やかに話ができる場を設けてはどうか。</p> | <p>本訴訟においては、原告側と協議を重ねた結果、和解条項にある5点について合意したものであり、お互いにこれ以上の請求をしないことが和解の条件となっていることから、議員ご提案のような場の設定は考えていない。</p> |